

農用地利用計画変更（農振除外）申出について

1 受付時期

- ・ 4月期：4 / 1 ~ 4 / 20
 - ・ 10月期：10 / 1 ~ 10 / 20
- } 受付最終日が閉庁日の場合は、その翌開庁日まで
※軽微変更については随時受付

2 受付場所

伊勢崎市役所農政部農政課

3 提出書類（各1部、ホチキスはしないでください）

書 類 (入手先)	⇒⇒⇒順番に並べて提出⇒⇒⇒											
	① 農用地 利用計画 変更申出書 (HPから ダウンロード)	② 委任状 (様式不問)	③ 除外要件 説明書 (HPから ダウンロード)	④ 事業説明書 (HPから ダウンロード)	⑤ 登記事項 証明書 (法務局)	⑥ 公図 (法務局)	⑦ 位置図 (様式不問)	⑧ 住民票 (居住している 市区町村)	⑨ 戸籍謄本 (本籍地の市区 町村)	⑩ 名寄帳 (市役所資産税課)	⑪ 会社等の 登記事項 証明書 (法務局)	⑫ 土地利用 計画図 (様式不問、 方位と縮尺は 必須)
利用目的												
自己・分家用専用住宅	○	※土地所有者以外が手続きする場合	○	○	○	○	○	※所有者及び利用者が市外居住者の場合	※所有者と利用者が親族関係である場合、続柄がわかるもの	※所有者と利用者が同じ場合又は親族関係である場合、所有している土地の一覧	※所有者及び利用者が法人である場合	○
共同住宅・貸家住宅等	○		○	○	○	○	○					○
建売分譲住宅	○		○	○	○	○	○					○
露天資材置場	○		○	○	○	○	○					○
露天駐車場	○		○	○	○	○	○					○
太陽光発電施設	○		○	○	○	○	○					○
店舗・事業所等	○		○	○	○	○	○					○
福祉施設・病院	○		○	○	○	○	○					○
倉庫	○		○	○	○	○	○					○
その他	○		○	○	○	○	○					○
※軽微変更	○		○	○	○	○	○				○	

- ・ 複数筆での申請等において、重複する書類については1部のみ提出でかまいません。
- ・ その他、必要と認めた書類等の提出をお願いすることがあります。

注意事項

- ・農地転用許可・開発許可、その他法令上必要となる手続きについては、事前に許可見込みを確認のうえ、除外申出を行ってください。
- ・変更申出面積は必要最小限としてください。（例）一般住宅用地は原則500㎡以内
- ・土地所有者以外が手続きをする場合、委任状が必要となります。土地所有者と利用者の委任状を提出してください。
- ・未相続の土地に係わる申出の場合は、法廷相続人全員が連名で申出を行うか、または法廷相続人全員の委任状を添えて相続人代表が申出を行ってください。また、相続関係がわかる書類を提出してください。（相続関係図、戸籍謄本等）
- ・除外後2年以内に転用を行わない土地については、利用する目的に必然性がなかったものと判断し農用地区域へ編入いたします。また、それ以前の除外地についても転用を行っていない土地については順次、農用地区域へ編入を行っていきます。
- ・除外後の変更については、利用者が親族間で変更となる場合（分家住宅等）又は個人とその個人が代表を務める法人同士で変更となる場合についてのみ利用者変更申出書での対応となります。その他の変更については、編入手続きを行った後、除外申出受付期間に新たに農振除外の申出が必要となります。
- ・違反転用があった場合、農振除外の手続きの中でも農業委員会と協議を行いながら是正指導を行うことがあります。なお、申出された計画と直接関係のない場所（他の除外済みの土地や、所有者や利用者が所有している土地等）が違反転用となっている場合であっても、除外手続きの中で是正指導を行うことがあります。（場合によっては農地法第4条第6項第3号又は第5条第2項第3号に規定されている信用なき者と判断いたします。）

4 申出後の審査について

農振除外の申出は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第13条第2項各号に定められた6つの要件に基づいて審査を行います。

【農振法第13条第2項の6要件】

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がなく、計画が必要かつ適当であること。
※特に、近隣に計画が実施できる宅地、雑種地、白地農地等の農振除外の不要な土地がある場合は、なぜその土地で計画を実施できないのか、申出地と代替できない理由が必要となります。
- ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③集団農地を分断せず、高性能農業機械による農作業の効率化、効果的な病虫害防除等に支障を及ぼすおそれがないこと。
※除外は集団農地の辺縁部から行う必要があり、集団農地が蚕食される場所の除外は認められません。
- ④認定農業者等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
※認定農業者等の担い手に利用権が設定されている土地は除外が認められません。
- ⑤農用地等の保全または利用上必要な土地改良施設（用排水路等）に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥土地基盤整備事業（土地改良事業）の工事完了後8年を経過していること。
※公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があります。

農用地区域から除外するときは、農振法第13条第2項の6要件の全てを満たさなければなりません。

なお、農振除外の申出により、本市の農振計画（農用地利用計画）を変更する際には、農振法第13条第4項で準用する同法第8条4項の規定に基づき県の同意が必要となります。